

官報

号外

平成十年九月八日

○第百四十三回 会 衆議院會議録 第九号

平成十年九月八日(火曜日)

議事日程 第七号

平成十年九月八日

午後一時開議

第一 地球温暖化対策の推進に関する法律案
(第百四十二回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地球温暖化対策の推進に関する法律案
(第百四十二回国会、内閣提出)

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 地球温暖化対策の推進に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、地球温暖化対策の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長北橋健治君。

地球温暖化対策の推進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(北橋健治君登壇)

○北橋健治君 ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地球温暖化防止が人類共通の課題となつてゐることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とするものであり、

その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが地球温暖化防止のために取り組みを行う責務を定めること、

第二に、政府は地球温暖化対策に関する基本方針を策定すること、

第三に、国、地方公共団体及び事業者による温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画等の策定、公表等について定めること、

第四に、国民の日常生活において発生する温室効果ガスの排出の抑制等を促進するため、地球温暖化防止活動推進員の委嘱、国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定について定めること等であります。

本案は、さきの第百四十二回国会において内閣から本院に提出され、本会議における趣旨説明及び質疑の後、本委員会に付託され、大木環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、山元勲委員長のもとで、政府及び参考人に対する熱心な質疑を行いました。今国会に継続審査となつてゐたものであります。

今国会におきましては、去る九月四日に質疑を行い、質疑を終了いたしました。

前国会及び今国会における審査の過程におきましては、本案に対しまして、京都議定書に対する位置づけ、省エネ法との関係、市町村に温室効果ガス排出抑制の実行計画策定の義務づけの必要性、事業者に対する計画策定の義務づけなどの温室効果ガス排出抑制対策のあり方、市民参加や情報公開の必要性、温室効果ガス六％削減の達成に向けた対策のあり方、排出量取引等の国際的仕組みの構築に当たつての我が国の役割等について熱心な論議が交わされましたが、その詳細については会議録を御参照願ひたいと思ひます。

次いで、同日、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党、社会民主党・市民連合及び新党さきがけより、法案の目的規定に気候変動枠組条約の

究極的な目的規定の内容を追加するとともに、市町村も都道府県と同じく、その事務及び事業に関し、実行計画を策定することを内容とする六派共同修正案が提出されました。また、日本共産党より、政府が温室効果ガスの総排出量の削減に関する目標及び施策等を明記した地球温暖化対策に関する基本方針を策定すること等を内容とする修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取した後、採決を行った結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決されました。続いて、六派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

午後一時九分散会

出席国務大臣 国務大臣 真鍋 賢二君

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席国務大臣 国務大臣 真鍋 賢二君

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席国務大臣 国務大臣 真鍋 賢二君

平成十年九月八日 衆議院會議録第九号 議長の報告

あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判官照屋寛徳君及び同予備員野久光君の辞任を許可し、また、同裁判官及び同予備員を次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序を頭書のように決定した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判官

井上 裕君 野沢 太三君
江田 五月君 千葉 景子君
白浜 一良君
同 予備員

第二順位 魚住裕一郎君
第三順位 大脇 雅子君
第四順位 渡辺 秀央君

一、昨七日、黒澤参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判官須藤良太郎君、同真鍋賢二君、同角田義一君及び同予備員竹村泰子君の辞任を許可し、また、同委員及び同予備員を次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序を頭書のように決定し、第二順位の予備員である太田豊秋君の職務を行う順序を第一順位とし、第五順位の予備員である阿部幸代君の職務を行う順序を第三順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所

成瀬 守重君 服部三男雄君
小川 敏夫君 篠瀬 進君
益田 洋介君 照屋 寛徳君
田村 秀昭君
同 予備員

第二順位 大森 礼子君
第四順位 福島 瑞穂君
第五順位 月原 茂皓君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員
辞任 保坂 展人君 補欠 中川 智子君

農林水産委員
中川 智子君 保坂 展人君

商工委員
仙谷 由人君 奥田 建君

辞任 竹本 直一君 補欠 滝 実君
野田 実君 荒井 広幸君
山口 泰明君 佐藤 勉君
島津 尚純君 城島 正光君
荒井 幸幸君 野田 実君
佐藤 勉君 山口 泰明君
滝 実君 竹本 直一君
城島 正光君 島津 尚純君

環境委員
戸井田 徹君 吉川 貴盛君
山中 貞則君 小坂 憲次君
冬柴 鐵三君 並木 正芳君
土井たか子君 北沢 清功君
小坂 憲次君 山中 貞則君
吉川 貴盛君 戸井田 徹君
並木 正芳君 冬柴 鐵三君
北沢 清功君 土井たか子君

議院運営委員
小野寺五典君 宮島 大典君
宮島 大典君 小野寺五典君

懲罰委員
奥田 建君 仙谷 由人君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員
辞任 江渡 聡徳君 補欠 佐藤 勉君

河井 克行君 奥山 茂彦君
藤井 孝男君 小坂 憲次君
渡辺 博道君 田村 憲久君
北脇 保之君 安住 淳君
永井 英慈君 吉田 公一君
西川 太一郎君 鵜淵 俊之君
奥山 茂彦君 桜田 義孝君
小坂 憲次君 藤井 孝男君
佐藤 勉君 江渡 聡徳君
桜田 義孝君 河井 克行君
田村 憲久君 渡辺 博道君
安住 淳君 北脇 保之君
吉田 公一君 永井 英慈君
西川 太一郎君 鵜淵 俊之君

金融安定化に関する特別委員
河村 建夫君 能勢 和子君
砂田 圭佑君 飯島 忠義君
宮本 一三君 佐藤 勉君
山本 公一君 望月 義夫君
西川 知雄君 中野 清君
佐藤 勉君 萩野 浩基君
望月 義夫君 岸田 文雄君
飯島 忠義君 砂田 圭佑君
岸田 文雄君 山本 公一君
中野 清君 萩野 浩基君
萩野 浩基君 宮本 一三君
中野 清君 西川 知雄君

森 英介君 宮腰 光寛君
辞任 江渡 聡徳君 補欠 河本 三郎君
河井 克行君 八代 英太君

金融安定化に関する特別委員
愛知 和男君 萩野 浩基君
大野 松茂君 飯島 忠義君
倉成 正和君 田中 和徳君
砂田 圭佑君 木村 隆秀君
吉田六左門君 飯上 善秀君
岡田 克也君 安住 淳君
大川 善徳君 若松 謙維君
濱田 健一君 秋葉 忠利君
木村 隆秀君 吉川 貴盛君
阪上 善秀君 大石 秀政君
田中 和徳君 西川 公也君
秋葉 忠利君 中川 智子君
西川 公也君 桜井 郁三君
飯島 忠義君 大野 松茂君
大石 秀政君 吉田六左門君
萩野 浩基君 倉成 正和君
萩野 浩基君 愛知 和男君
吉川 貴盛君 砂田 圭佑君
安住 淳君 岡田 克也君
若松 謙維君 大川 善徳君
中川 智子君 濱田 健一君

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第五号)
金融再生委員会設置法案(菅直人君外十二名提出、衆法第六号)
預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第七号)
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第八号)

以上四件 金融安定化に関する特別委員会 付託

(議案送付)
一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出)

金融再生委員会設置法案(菅直人君外十二名提出)

預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出)

(質問書提出)
一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

残留農業に関する質問主意書(佐藤謙一郎君提出)

毒物混入事件等における救急医療体制に関する質問主意書(福島豊君提出)

(答弁書受領)
一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出「警察が狙撃された日」などに関する質問に対する答弁書

平成十年九月八日 衆議院会議録第九号 議長報告

平成十年八月七日提出
質問 第三号

「警察が狙撃された日」などに関する質問主意書

提出者 保坂 展人

「警察が狙撃された日」などに関する質問主意書

六月十六日提出の「日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する第三回質問主意書」で、国松孝次前警察庁長官狙撃事件の捜査状況から公安警察の現況や問題を指摘したノンフィクション「警察が狙撃された日」の出版をめぐって、版元の三書房の取引銀行に対する捜査照会をしたかどうかをたどったところ、政府は七月十七日付で、警視庁による照会の事実を認め、「犯罪捜査以外の目的でこのような照会を行うことはあり得ないものと考えている」と答弁した。

日本共産党幹部宅盗聴事件などのように当然「あり得ないもの」と考えている「はず」の違法捜査が過去に行われた事実があり、今回の捜査照会についても国政調査権に基づき、具体的な事実を確認しながら検証するため、以下質問する。

国松前長官に重傷を負わせた狙撃事件は、空前の憎むべき犯罪であり、早急な真相の解明が待たれているが、「警察が狙撃された日」は警察内部の諸問題が事件の解明を妨げていると指摘している。それが事実とすれば、生命の危険にさらされながら職務を全うした国松前長官も屈辱たる思いであらう。

なお、組織犯罪対策法案の国会提出以来、この法案の大きな問題点の一つとして、日本の警察や検察がこれまで違法な捜査や公正、適正を欠く事件処理を繰り返しながらも、十分な反省と体質改善をしてこなかったことを指摘してきた。今回もその観点から「警察が狙撃された日」以外の問題に

ついての質問も一部付け加えた。

一 国松孝次前警察庁長官狙撃事件の発生について

(1) 東京都荒川区南十住で、一九九五年三月三十日に発生した国松孝次警察庁長官(当時)狙撃事件の捜査は現在、どうなっているか。

(2) 「警察が狙撃された日」(以下「同書」とする)によると、捜査は警視庁公安部が主導しているようだが、殺人未遂事件でもあり、本来強行事件の捜査に当たると刑事部の捜査一課などが中心にならなかったのはなぜか。初期段階で、公安事件と判断する要素があったのか。

(3) 同書によると、報道機関に現場で簡単な事件の概要説明をしたのは警視庁捜査一課長で、同庁公安一課長は発生から約一時間半後、「ウチのお客さんじゃないよ」と言い残し、いったん所轄の南十住署から立ち去ったとあるが、事実か。

(4) 同書によると、国松長官には本人の希望で、SPは付いていなかったが、最重要警護対象の「特A」ランクの要人だったという。当時の警備態勢はどうだったのか。事件後、どのような検証と反省をしたか。

(5) 事件十日前に地下鉄サリン事件が発生し、現場となった東京都内はもとより、日本全国がテロの再発を警戒していた当時、警察組織のトップを含む要人の警護態勢全般について、繰り返しチェックしていたなかったのか。

(6) 同書には、国松前長官の自宅を管轄する南十住署の署長は警護態勢をただす報道機関の取材に対し、「ちゃんとやりましたよ」と笑顔で答えていたとあるが、事実か。事実とすれば、ちゃんとやっていた警護態勢の下で、事件が発生した原因は何か。

(7) 同書によると、犯人は国松前長官の自宅マンション内に侵入し、約二〇メートル離れたところから、拳銃で要人を狙撃し、自転車で逃走したようだが、こうした犯行が可能だった要因をどのように考えるか。

(8) 同書によると、事件を妨げなかった警備態勢については約一年後、警視總監らが訓戒の処分を受けたが、同書は「あまりに甘かった」と論評している。実際のところはどうの処分がいかなる理由で、それぞれなされたか。その処分が責任の所在を明らかにし、今後の同様な犯罪を抑止するために必要十分な処分だったと政府は確信しているか。

二 事件とオウム真理教などについて

(1) 死刑確定者が再審で無罪になるなどの「冤罪」事件から、捜査当局はどのような教訓を得てきたか。あるいは、裁判所との見解の相違と考えているのか。

(2) いわゆる「見込み捜査」について、どのように考えるか。

(3) 国松長官狙撃事件発生直前には、オウム真理教前代表の松本智津夫被告らが現在公判中(一部有罪確定)の地下鉄サリン事件や日黒公証役場事務局長拉致事件が起こり、教団に対する強制捜査が継続していた。長官狙撃事件も教団と関係があるのではないかと考えたか。

(4) 同書によると、警視庁公安部は事件発生直後の聞き込み捜査から、オウム真理教関係者の写真を持って回っていたというが、事実か。

(5) オウム真理教関係者以外の犯行の可能性があるかどうか、十分に捜査したか。今後、どのような事態が起ころうとも、教団以外の捜査は尽くしたと言いつけるか。

(6) 同書によると、警視庁公安部はオウム真理教幹部らの事件への関与を捜査し、現在逃亡中の平田信も捜査対象に入っているよ

うだが、平田らを発見、逮捕できない現状について、政府はどのように考えるか。

(7) 同書には、松本サリン事件から約三カ月後の一九九四年九月、警察庁科学警察研究所はオウム真理教の教団施設が集中している山梨県上九一色村の土壌から、サリン製造過程で副次的に派生する物質が検出されたとあるが、事実か。事実とすれば、地下鉄サリン事件が起こる一九九五年三月までの捜査は十分だったか。

三 警視庁巡査長の「自供」について

(1) 同書によると、事件から約一年半が経過した一九九六年十月、警視庁記者クラブに加盟するマスコミ各社に宛てて「犯人は警視庁警察官(オウム信者)。既に某施設に長期監禁して取り調べた結果、犯行を自供している」と書かれた告発文書が二度送り付けられたとあるが、事実か。

(2) 同書によると、告発文書が送付された当時、指摘どおり、警視庁本富士署の巡査長が犯行を自供していたが、警視庁は国家公安委員長や警察庁に報告していなかったとされる。それは事実か。事実とすれば、なぜそのような事態に立ち至ったのか。

(3) 同書によると、井上幸彦警視總監が辞意を表明した一九九六年十一月二十八日、巡査長の自白をめぐる警察庁と警視庁幹部らの処分が発表されたというが、どのような処分がいかなる理由で発令されたのか。

(4) 同書には、東京地検の次席検事が一九九七年一月十七日、巡査長の自供について「元警視庁巡査長の当該供述の全体としての信用性には、重大な疑問を抱かざるをえない点があり、現段階では、同人の供述に基づいて狙撃事件の被疑者として手続きを進めるのは適当でないと判断するに至った」との見解を発表したとあるが、事実か。事実とすれば、同書からの引用した前

記部分以外に詳細な発表はあったか。

(5) 同書によると、井上總監の辞意表明後、巡査長の懲戒免職処分などを発表した警視庁の滝藤浩二副總監は、記者の「巡査長が(オウム側)情報を漏らしたと供述し始めた時期はいつなのか」との質問に、「最初に確認したのは平成七年(一九九五年)五月中旬ごろです。極めて軽微な一部の情報提供という感じで」と答えたという。巡査長の情報漏洩を最初に確認した一九九五年五月中旬に巡査長を懲戒処分としなかったのはなぜか。

(6) 同書では、一九九五年七月に毎日新聞などが警視庁の現職警察官にオウム真理教の信徒がいると報じた際、警視庁は「情報漏洩はない」と公式コメントしていたというが、事実か。事実とすれば、滝藤副總監の「最初に確認したのは平成七年(一九九五年)五月中旬ごろです」という話と矛盾するが、なぜそのような事態が起こったのか。

(7) 同書には、巡査長が一九九六年五月、国松前長官の狙撃を自供した後、警視庁内では、凶器の拳銃を捨てたと供述した神田川の捜索など、自供の裏付け捜査を求める意見があったが、警視庁首脳は同年十月に巡査長の自供が報道されるまで、裏付け捜査を見送っていたとあるが、事実か。事実とすれば、首脳はなぜ裏付け捜査を見送っていたのか。

(8) 同書によると、一九九六年十一月、当時の倉田寛之国家公安委員長が警察庁幹部に「ずっと気になっていたこととして、長官を狙撃したと言っている警察官がオウム信者だということ(一九九五年三月二十三日にどこかで押収された光ディスクで判明したにもかかわらず、なぜ三月三十一日まで、地下鉄サリン事件の特捜本部にいたことができたのか」と質問したというが、事実

か。事実とすれば、警察庁は倉田委員長にどのように回答したか。また、信者ということが発覚してから巡査長を特捜本部から外すまで、約一週間の時間がかかったのはなぜか。

(9) 同書や昨年二月十八日の日本テレビ「きょうの出来事」によると、警視庁公安部は巡査長の捜査に民間人のカウンセラーを関与させたようだが、こうした捜査手法はこれまでにもあったのか。政府はこうした捜査を適正と断言できるか。

(10) 巡査長の取り調べは逮捕令状に基づいて身柄を拘束して行われたのか、それとも任意の事情聴取だったのか。

(11) 同書によると、巡査長の取り調べは「完全なる違法逮捕状態(よくいって軟禁状態)で続けられたとあるが、事実か。事実とすれば、この違法捜査に対する処分はどのようになされたか。

(12) 同書は、警察庁の普沼清高官房長の勇退、垣見隆利刑事局長の更迭、大森義夫内閣情報調査室長の勇退などについて「警察官の人事をめぐる陰湿な力学は、われわれを身震いさせるほどに謀略の臭いをまきちらしている」と指摘しているが、オウム真理教事件の捜査の最中、そうした人事抗争があったのか。

四 「チヨダ」について

(1) 警察庁警備局警備企画課の職務は何か。

(2) 警察庁警備局警備企画課の理事官は何人いるか。また、職務は何か。

(3) 同書によると、警察庁警備局警備企画課には「裏理事官」と呼ばれるポストがあり、伊達興治、石川重明、伊藤茂男、高石和夫、石川正一郎、安村隆司の各氏らが就任していたとあるが、名前の挙がった六氏の警察庁入庁以来の経歴を明らかにされたか。

(4) 左翼系組織、新左翼セクト、右翼団体、朝鮮総連などを対象とした公安活動のうち、協力者作りや各都道府県警察の公安当局間の調整などは警察庁のどこが担当しているか。

(5) 六月十六日提出の「日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する第三回質問主意書」で、同書に書かれている公安警察の「チヨダ」についてたまたところ、政府は七月十七日付けで「チヨダ」というものを承認していない」と答弁した。「承認していない」とは、「チヨダ」という組織はないということか。

(6) 警察庁警備局の一九九八年度予算はどれだけか。

(7) 警察法第二条第二項は「警察の活動は(中略)その職務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と定めている。政府は警察当局が同法に違反するような権限の濫用に及んだケースを承認しているか。承認しているとすれば、具体的に明らかにされたか。また、その際の関係者の処分について明示されたか。

(8) 前記警察法第二条第二項の規定を徹底するため、政府および警察内部において、どのような努力が続けられてきたか。具体的に明らかにされたか。

五 捜査照会について

(1) 刑事訴訟法第九十七条第二項に基づき、警察や検察が捜査の必要から公務所又は公私の団体に報告を求めるケースは、一九九七年度に何件あったか。

(2) 公務所又は公私の団体に報告を求める際、照会は司法警察員、検察官、検察事務官が行うのか。それとも警察署、検察庁名か。

(3) 公務所又は公私の団体からの報告文書などの取り扱い、秘密保持について、内規はあるか。報告文書などを外部に漏らした場合、どのような処分があるか。

(4) 捜査の必要もないのに公務所又は公私の団体に報告を求め、憲法が保障する言論の自由「出版の自由」を侵害した場合、憲法違反はもとより、警察や検察にかかわる法令の重大な違反となるが、その責任は政府と担当部局がどのような形で負うのか。

(5) 七月十七日付け政府答弁書によると、警視庁は犯罪捜査の必要性から「警察が狙撃された日」を出版した株式会社三書房の取引銀行に対する照会を行った。本日に「捜査の必要性」があることを何らかの根拠に基づいて明らかにされたい。

(6) 「捜査の必要性」は同書の内容から生じたのか、それとも出版したことによって生じたのか。また、同様の内容の書籍や同書の続編が出版された場合、また「捜査の必要性」が生じるのか。

六 捜査の公正について

(1) 日本にいわゆる「司法取引」を容認する法律はあるか。

(2) 報道によると、オウム真理教の林郁夫受刑者に対する無期懲役の求刑や大蔵省接待汚職事件での贈賄側の略式起訴などを「司法取引」と指摘する意見があるが、政府はどのように受け止めているか。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(以下、銃刀法)違反の銃銃共同所持で起訴された被告はこれまで何人いるか。

(4) 報道によると、捜査当局は銃刀法違反の銃銃共同所持で、指定暴力団「山口組」の桑田兼吉ら幹部を逮捕・起訴または指名手配した。しかし、同じ「山口組」幹部の中野太郎は、別の暴力団に襲撃された際に護衛が襲撃犯を逆に射殺しているのに、共同所持に問われていないというが、事実か。事実

とすれば、それはなぜか。

(5) 政府は警察や検察が公正を疑われるような捜査をしないように、どのような努力を続けてきたか。

七 組織犯罪対策法案と「警察が狙撃された日」について

(1) 「警察が狙撃された日」の内容が事実であれば、日本の警察はたゞさなければならぬあまりに多くの課題を負っているように考えるが、政府はどう考えるか。

(2) 組織犯罪対策法案に盛り込まれている通信傍受は、警察の刑事部門と公安部門のうち、どちらが担当することになるか。ケース・バイ・ケースとすれば、刑事、公安が担当するケースをそれぞれ明らかにされたい。

(3) 金融機関に対する「疑わしい取引」の届け出義務について、捜査当局が届け出られた内容を悪用した場合、処罰はどうするのか。

(4) 公安警察の活動は性質上、秘密の内容も多いと推察され、公平かつ正確に実態を把握するのは難しいと考えるが、政府は適正に活動しているかどうか、どのような方法で監督しているのか。

(5) 組織犯罪対策法案を国会に提出した政府が、現在の警察に通信傍受などをまかせて適正に運用されると確信した根拠は何か。具体的に明らかにされたい。

内閣衆議一四三第三号

平成十年九月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出「警察が狙撃された日」などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出「警察が狙撃された日」などに関する質問に対する答弁書

一 (1) について

御質問の警察庁長官狙撃事件(以下「長官狙撃事件」という)は、治安に対する挑戦ともいえるべき極めて重大な事件であり、現在、警視庁において所要の捜査を鋭意推進しているところであると承知している。

二 (2) について

都道府県警察の活動については、その時々治安情勢等に応じ、関係所属間で総合的、弾力的な運用が行われているところであり、長官狙撃事件の捜査体制についても、警視庁において、当時の治安情勢等を踏まえ、総合的に判断した結果、公安、刑事両部門が合同して公安部長を長とする特別捜査本部を設置し、捜査を推進してきたところであると承知している。

三 (3) について

御質問のような事実については承知していない。

四 (4) について

警察庁長官については、警視庁において従前から所要の警戒を実施しており、地下鉄サリン事件が発生したことに伴い、警戒の強化を図っていたところであるが、長官狙撃事件発生後においては、警戒方法等の見直しを更に行い、警戒の万全を期しているものと承知している。

五 (5) について

警察においては、当時の情勢にかんがみ、内閣総理大臣、国務大臣その他の要人について、警戒の強化を図っていたところであると承知している。

六 (6) について

御質問のような事実については承知していない。

七 (7) について

警戒の強化を図っていたにもかかわらず、結果的に事件の発生をみたことについては、警戒

方法等が犯行を防ぎ得るものでなく、その間隙をつかたことと承知している。

八 (8) について

警察庁長官を狙撃するという事案の重大性にかんがみ、警察においては、事件を未然に防止できなかったことにつき、警備上の責任者であった事件当時の警視総監及び警視庁警備部長を国家公安委員会訓戒、警視庁南千住警察署長らを減給とするなど、合計九名の関係者に対する処分を平成八年四月四日付けで行った。

これらの処分は、今後の警戒の万全とこの種事案の再発防止を期するために行われた厳正なものであったと承知している。

九 (1) について

確定した無罪判決については、これを謙虚に受け止めてきたところであり、一層厳密かつ適正に捜査を推進すべきものと教訓を得てきている。

十 (2) について

捜査を行うに当たっては、先入観等にとらわれることなく、証拠によって事案の真相を明らかにしなければならぬと考えている。

十一 (3) について

長官狙撃事件は、オウム真理教関連事件の捜査が行われている最中に発生したものであり、警視庁においては、オウム真理教との関係も含めて、様々な角度、観点から捜査を行ってきたところであると承知している。

十二 (4) について

警視庁において犯行現場付近の目撃者等に対する聞き込みを実施していると承知しているが、捜査の具体的な内容にかかわる事柄については答弁を差し控えたい。

十三 (5) について

長官狙撃事件については、警視庁において、様々な角度、観点から捜査を行ってきたところであり、現在においても、鋭意推進していると承知している。

二の(6)について

オウム真理教関連事件の全容及び長官狙撃事件とオウム真理教との関係の解明のため、警察において、平田信を始めとするオウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者三名の発見検挙に向け、追跡捜査を鋭意推進しているが、残念ながらまだ検挙には至っていない。今後ともこれら被疑者の早期検挙に向け、警察においては所要の捜査を推進していくものと考える。

二の(7)について

平成六年九月に警察庁科学警察研究所において、山梨県西八代郡上九一色村の土壌からサリンの副生成物を検出した事実はないが、同年十一月十六日に同研究所において、同村で採取された土壌を分析し、サリンの残渣物を検出している。

このことを踏まえ、警察においては、引き続き情報収集等の所要の捜査に努めていたものと承知している。

三の(1)について

御質問のような投書があったのは事実であると承知している。

三の(2)について

警察庁においては、犯行を自認している警視庁の元警察官(以下「元警察官」という。)の供述の内容が目まぐるしく変遷し、あいまいな点や矛盾が多く、また、これを補強する証拠も得られず、いまだ報告できる段階にないとの判断をしていたため、警察庁への報告が遅れることとなったものと承知している。

三の(3)について

警察においては、元警察官がオウム真理教に警察の内部資料を渡したこと、元警察官が長官狙撃事件の犯行を自認する供述をしていることについての警察庁への報告が遅れたことなどにより、これらに対する信頼を失墜させた責任により、これらの不祥事が発生した当時の警視庁副総監、刑事部長、公安部長、警務部参事官、本富士警察署長らを減給とするなど、合計九名

の関係者に対する処分を平成八年十一月二十八日付けで行った。

三の(4)について

平成九年一月十七日に東京地方検察庁次席検事が御質問の趣旨の見解を発表した事実はないが、同年六月十七日に同検察庁次席検事が行った記者会見の際、御質問の趣旨の発言をした事実があるものと承知している。

また、同記者会見においては、同次席検事が記者からの質問に答え、おおむね次の発言をしたものと承知している。

① 警視庁から送致を受けていた元警察官による地方公務員法違反被疑事件については、同人が懲戒免職処分を受けていることなど諸般の事情を勘案して、起訴猶予処分とした旨

② 元警察官が、長官狙撃事件に関して犯行を自認する供述をしているとの報道がなされたことなどから、事案の重大性や特殊性にかんがみ、地方公務員法違反被疑事件に関する捜査と並行して、同人の当該供述の信用性を検討するとの観点から、所要の捜査を実施した旨

③ 元警察官の全供述について、警察における取調べの過程で当該供述が形成された具体的経緯の検討、同人の供述と裏付け捜査の結果との突き合わせ等を詳細に行ったところ、警察の取調べについては供述の任意性に影響を及ぼすような特段の事情はなかったと認められるものの、同人が犯行についていったん失念していたものをその後突然思い出したと供述していること、けん銃の処分など基本的かつ重大な点において供述に不可解な変遷があること、神田川に投棄したとされるけん銃について徹底的に捜索したにもかかわらず未発見である上、犯行に使用したけん銃の試射を行った旨供述するものの、その試射場所が特定されないなど重要な点につき供述の裏付けが得られていないことなど不自然、不可解な点があることから、同供述の信用性には疑問

を抱かざるを得ない旨

④ 学問上は、自らが行っていない行為について、あたかも自分が本行を行ったかのような供述をする事例があるとの指摘がある旨

⑤ テレビ報道では、元警察官の狙撃状況に関する供述が「秘密の暴露」に該当するとされているようであるが、同供述は「秘密の暴露」には該当せず、このような誤った証評評価が一般視聴者に誤解を生じせしめたとすれば大変残念なことである旨

⑥ 元警察官について長官狙撃事件と全く関係がないと結論付けたわけではない旨

⑦ 今後の捜査については、引き続き警視庁において鋭意推進するものと承知しており、同検察庁としても、その真相解明に向け、警視庁と協力して適切に対処していきたい旨

三の(5)について

当時、元警察官の供述が非常にあいまいであったことから、警視庁においては、同人がオウム真理教に警察の内部資料を渡した具体的な状況について引き続き所要の調査を行っていたものであると承知している。

三の(6)について

御質問のような事実については承知していない。

三の(7)について

警視庁においては、元警察官の供述の内容が目まぐるしく変遷し、あいまいな点や矛盾が多かったことから、捜査手段等を選びながら慎重に裏付け捜査を進めていたものと承知している。

三の(8)について

長官狙撃事件に関し、当時の倉田国家公安委員会委員長と警察庁との間で行われた質問及び報告の内容等については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えた。

また、平成七年三月二十三日に滋賀県警察においてオウム真理教のフロッピーディスク等を

押収したところであるが、その解説、分析等に時間を要したことから、警視庁において、オウム真理教関係者である疑いがあるとして、元警察官の地下鉄サリン事件特別捜査本部への派遣を解除したのが同年四月一日になったものであると承知している。

三の(9)について

警視庁においては、元警察官の供述の裏付け捜査と並行して、同人の精神状態、健康状態を把握する必要があったことから、同人の同意を得て複数の専門家に面接を依頼し、所見を求めたものであり、御指摘の「民間人のカウンセラー」は、そのうちの一人であると承知している。

過去におけるこれに類する事例については承知していないが、当該専門家による面接活動を含め、元警察官に対する捜査は適正に行われたものと承知している。

三の(10)について

警視庁においては、元警察官に対して、任意で事情聴取を行っていたものと承知している。

三の(11)について

御質問のような事実はないものと承知している。

三の(12)について

御質問のような「人事抗争」については承知していない。

四の(1)について

警察庁警備局警備企画課の所掌事務は、警備警察に関する制度及び警備警察の運営に関する企画及び調査に関すること、局の事務の総合調整に関すること、警備警察に関する法令の調査及び研究に関すること、警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること、警備情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること並びにこれらのほか局内の他の所掌に属しないこと(警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)第十四条の二)である。

四の(2)について

警察庁においては、局部単位の定員は定められていないものの、局部内における各課への人員の配置については、その時々々の治安情勢、行政需要等に応じて総合的、弾力的な運用が行われており、各課への理事官の配置についても弾力的な運用が行われているところである。

また、警察庁の課に置かれる理事官は、命を受け、課の所掌事務のうち重要事項に係るものについての調査、企画及び立案に参画し、並びに関係事務を総括整理している。

四の(3)について

警察庁警備局警備企画課には、「裏理事官」と呼ばれるポストはない。なお、御質問の六人の警察庁職員の経歴は、別紙のとおりである。

四の(4)について

警察庁警備局の所掌事務のうち、警備情報に関する事及び都道府県警察が行う警備警察に関する事務の調整に関する事は、警察庁組織令第十四条の二から第十七条までの規定に定めるところにより、同局の各課において分掌している。

四の(5)について

警察庁には、「チヨダ」という組織はない。

四の(6)について

警察庁の予算は、各局別に区分されていないので、警察庁警備局の平成十年度予算については答弁することができない。

四の(7)について

警察当局が組織的に警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第二項の規定に違反するような権限の濫用に及んだ事例については承知していない。

四の(8)について

警察においては、職員に対して、基本的人権を尊重した適正な警察活動の重要性について、会議、通達等により必要な指導を行うとともに、採用時教養、職場教養等の機会における教育を行っているところである。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第九十七條第二項の規定に基づく照会の件数については、統計がないので答弁することができない。

五の(2)について

刑事訴訟法第九十九條から第九十一条までの規定においては、検察官、検察事務官及び司法警察職員が犯罪の捜査を行うものと定められており、これらの者が同法第九十七條第二項の規定に基づく照会を行うこととなる。

五の(3)について

捜査の過程で得られた資料の取扱いについては、国家公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)のほか、犯罪捜査規範(昭和三十一年国家公安委員会規則第二号)に、秘密の保持に関する規定が置かれている。また、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上知ることができた秘密を漏らした場合は、刑事罰や懲戒処分の対象となる。

五の(4)について

刑事訴訟法第九十七條第二項の規定に基づく照会は、犯罪捜査の必要性から行うものであり、犯罪捜査の必要性がないのにこのような照会を行うことはあり得ないものと考えている。

五の(5)及び(6)について

日本共産党幹部宅盗難事件の事実認定と責任所在などに関する第三回質問に対する答弁書(平成十年七月十七日内閣衆質一四二第五八号)四の(3)について答弁した「犯罪捜査の必要性があることの根拠及び当該必要性の内容については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えた。」

また、「同様の内容の書籍や同書の続編が出版された場合」については、仮定を前提とした御質問であるので、答弁を差し控えた。

六の(1)について

我が国においては、いわゆる「司法取引」の制度を定めた法律はない。

六の(2)について

林都夫被告人に対する無期懲役の求刑については、組織犯罪対策法案と死刑に関する質問に対する答弁書(平成十年五月二十九日内閣衆質一四二第二八号)四の(2)について答弁したとおり、いわゆる「司法取引」によるものではない。

六の(3)について

大蔵省職員をめぐる贈収賄事件における贈賄被疑者の処分については、検察官において、各被疑者ごとに、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等の各般の事情を考慮して行ったものであり、いわゆる「司法取引」によるものではない。

六の(4)について

御質問の「山口組幹部の中野太郎」が襲撃された事件は、平成八年七月十日、京都府下において、中野太郎中野会会長が襲撃された事件と考えられるが、現在までのところ、同事件に関して、同人が銃砲刀剣類所持等取締法違反の共同正犯として送致ないし起訴されている事実はないと承知している。なお、同事件に関しては、京都府警察において暴力団員等被疑者八名を殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反等で逮捕し、京都府警察においていずれも起訴しているところであるが、他の者の関与については、京都府警察において引き続き捜査中であると承知している。

六の(5)について

警察及び検察においては、平素から、適正捜査の推進及びそのための指導等に努めてきたところである。

七の(1)について

個人の著述の内容については論評する立場にない。なお、我が国の警察は、公共の安全と秩序の維持という責務を果たすため、不偏不党かつ公平中正を旨として、法令に従い、適正な職務執行を行っているところである。

七の(2)について

御質問の通信傍受は、犯罪捜査のために行われるものであり、具体的な事件の内容、その時々々の治安情勢等に応じ、当該事件の捜査を担当することとなる部門が実施することとなる。したがって、警察の各部門がどのような場合に通信傍受を担当するかについては、具体的な事件の内容、その時々々の治安情勢等により異なるため、答弁することができない。

七の(3)について

検察官、検察事務官又は司法警察職員が、国家公務員法第九十一條第一項、地方公務員法第三十四條第一項等の守秘義務に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らした場合には、国家公務員法違反、地方公務員法違反等の罪として処罰の対象となるものとされている。

七の(4)について

国家公安委員会は、警察法第五條第一項の任務を遂行するため、同条第二項に掲げる事務について警察庁を管理することとされており、また、警察庁長官は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の所掌事務について都道府県警察を指揮監督することとされ、必要に応じ、都道府県警察から報告を徴するなどして都道府県警察の事務執行の実態を把握し、その活動が適正に行われるよう指導、調整等を行っているところである。

七の(5)について

我が国の捜査機関は、法令に従った適正な職務執行に努めており、また、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案においては、傍受令状の請求をすることができるときを限定するなど、関係者の権利保護及び処分の適正な実施の担保に十分に配慮しているところであり、同法案による通信傍受の制度は適正に運用されるものと考えている。

別紙

氏名	略	歴
伊達 興治	採用	昭和41年 4月 長崎県警察本部警務部教養課長
		昭和44年 8月 警視庁公安部外事第一課
		昭和45年 8月 警察庁警備局調査課
		昭和47年 8月 愛知県警察本部警備部公安第一課長
		昭和48年 8月 警察庁警備局公安第一課
		昭和53年 1月 警視庁公安部公安総務課長
		昭和57年 8月 広島県警察本部警務部長
		昭和60年 3月 警察庁警備局調査課長
		昭和62年 2月 滋賀県警察本部第三課長
		昭和63年 1月 警察庁警備局公安第三課長
		平成元年 4月 警視庁警備部長
		平成3年 1月 千葉県警察本部長
		平成4年 9月 北海道警察本部長
石川 重明	採用	昭和43年 4月 官崎県警察本部警備部警備課長
		昭和46年 8月 警察庁警備局警備課
		昭和48年 8月 警視庁公安部公安第一課長
		昭和51年 9月 大蔵省主計局
		昭和53年 7月 警察庁長官官房技備課
		昭和55年 7月 警察庁警備局公安第一課
		昭和57年 8月 警察庁長官官房会計課
		昭和60年 3月 警察庁刑事局鑑識課長
		昭和62年 2月 防衛庁防衛局調査第一課長
		昭和63年 8月 警察庁警務局付
		平成2年 8月 警察庁刑事局捜査第一課長
		平成2年 9月 警察庁長官官房会計課長
		平成3年 8月 茨城県警察本部長
安村 隆司	採用	昭和51年 4月 鳥取県警察本部警備部警備課長
		昭和54年 8月 警察庁警備局外事課
		昭和56年 8月 千葉県警察本部警備部公安第一課長
		昭和58年 10月 警察庁警備局外事課
		昭和60年 9月 在中華人民共和国日本国大使館
		昭和61年 2月
		昭和62年 2月
		昭和63年 3月
		昭和64年 4月
		昭和65年 5月
		昭和66年 6月
		昭和67年 7月
		昭和68年 8月

伊藤 茂男	平成元年 3月	警察庁警務局付(内閣官房内閣情報調査室)
	平成元年 4月	警察庁警務局外事第一課
	平成2年 7月	警察庁警備局公安第一課
	平成3年 1月	警察庁警備局警備企画課
	平成4年 4月	広島県警察本部警務部長
	平成6年 2月	警視庁公安部参事官
	平成8年 2月	警察庁警備局公安第三課長
	平成10年 8月	熊本県警察本部長
	昭和52年 4月	採用
	昭和55年 8月	愛知県警察本部警備部外事課長
	昭和57年 8月	警察庁警備局外事課
	昭和59年 11月	北海道警察本部警備部公安第一課長
	昭和61年 2月	松野片人事局
高石 和夫	昭和63年 3月	警察庁警務局外事課
	平成元年 3月	在イソ日本国大使館
	平成4年 3月	警察庁警務局付
	平成4年 4月	警察庁警備局警備企画課
	平成6年 10月	警察庁警備局外事課外事調査官
	平成7年 3月	警察庁警備局公安第一課長
	平成9年 7月	防衛庁情報本部電波部長
	昭和56年 4月	採用
	昭和58年 8月	警察庁刑事局国際刑事課
	昭和62年 8月	福岡県警察本部刑事捜査第二課長
	昭和63年 7月	警察庁警備局外事課
	平成元年 5月	警察庁警務局外事第一課
	平成3年 1月	在連台王園日本国大使館
石川 正一郎	平成6年 3月	警察庁警務局付
	平成6年 4月	警察庁刑事局暴力団対策部暴力団対策第二課
	平成9年 4月	警視庁公安部公安総務課長
	昭和56年 4月	採用
	昭和58年 8月	沖縄県警察本部刑事捜査第二課長
	昭和61年 8月	福岡県警察本部警務課長
	昭和63年 3月	警察庁警備局公安第三課
	平成元年 8月	茨城県警察本部警務部長
	平成3年 1月	佐賀県警察本部警務部長
	平成4年 9月	大阪府警察本部警備部公安第一課長
	平成6年 2月	警察庁刑事局捜査第一課
	平成7年 9月	千葉県警察本部警備部長
	平成9年 4月	警察庁警備局警備企画課

(注) 上記の経歴は、平成10年8月10日現在のものである。

地球温暖化対策の推進に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十年四月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地球温暖化対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止が人類共通の課題となつてゐることに鑑み、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふつ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用すること等をいう。

5 この法律において「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスたる物質(一)とに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスたる物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。)を乗じて得た量の合計量をいう。

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地

方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(第五項において「民間団体等」という。)が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行つた活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

5 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行つた活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための

措置を含む。)を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(基本方針並びに政府の事務及び事業に関する実行計画等)

第七条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

三 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 当該計画の策定、変更及び公表に関すること。

ロ 当該計画に定めるべき措置の内容、当該措置により達成すべき目標その他当該計画の内容に関すること。

ハ 当該計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)の公表に関すること。

四 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等の

ための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に關し策定及び公表に努めるべき計画に關する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に關する基本的事項

三 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

五 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

六 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の事務及び事業に關する実行計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の事務及び事業に關し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に關する計画(以下この条において「実行計画」という。)を策定するものとする。

二 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の事務及び事業に關し、実行計画を策定するよう努めるものとする。

三 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

四 都道府県及び実行計画を策定した市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(事業者の事業活動に關する計画等)
第九条 事業者は、その事業活動に關し、基本方針

針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に關する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

二 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

(地球温暖化防止活動推進員)

第十条 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に關する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができ、

二 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性に關して住民の理解を深めること。

二 住民に對し、その求めに應じ日常生活に關する温室効果ガスの排出の抑制等のため必要な助言をすること。

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に對し、当該活動に關する情報の提供その他の協力をすること。

四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(都道府県地球温暖化防止活動推進センター)
第十一条 都道府県知事は、地球温暖化対策に關する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的と

して設立された民法(明治二十九年法律第八十九号第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる)と認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

二 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性に關して啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に關する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に關して、照会及び相談に應じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に關する温室効果ガスの排出の実態に關して調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に應じて提供すること。

五 前各号の事業に附帯する事業
三 都道府県知事は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに對し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

四 都道府県知事は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

五 都道府県センターの役員若しくは職員又はこ

れらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第五号に掲げる事業(同項第一号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

六 第一項の指定の手続その他都道府県センターに關し必要な事項は、総理府令で定める。

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第十二条 環境庁長官は、地球温暖化対策に關する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

二 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性に關して二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に關する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に關する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に關する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴つて温室効果ガスの排出がされる製品に關して、当該排出の量に關する情報の収集及び提供を行うこと。

五 都道府県センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに都道府県センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

三 環境庁長官は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

四 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「環境庁長官」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「環境庁長官」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(温室効果ガスの総排出量の公表)

第十三条 政府は、毎年、我が国における温室効果ガスの総排出量を算定し、総理府令で定めるところにより、これを公表するものとする。

(関係行政機関の協力)

第十四条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

二 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第十六条 第十一条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条まで並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境庁設置法の一部改正)

第三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

理 由

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止が人類共通の課題となつていくことにかんがみ、地球温暖化対策の推進を図るため、政府において地球温暖化対策に関する基本方針を定め、政府及び地方公共団体において当該基本方針に即した自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための計画を策定するとともにこれに基づく措置の実施状況を公表を行うことを義務付け、併せて事業者及び国民に対して、地球温暖化の防止のために努力すべき目標を明らかにする等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

地球温暖化対策の推進に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第一一一号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、地球温暖化防止が人類共通の課題となつていくことにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「温室効果ガス」とは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの並びに六ふっ化硫黄をいうものとする。

2 国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれに責務について定めるものとする。

3 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本方針並びにその事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定、公表するとともに、その実施状況を公表しなければならないものとする。

4 地方公共団体のうち、都道府県は、基本方針に即して、温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定、公表するとともに、

その実施状況を公表しなければならないものとする。また、市町村は、基本方針に即して、温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定するように努めるとともに、計画を策定した場合には、その計画及び実施状況を公表しなければならないものとする。

5 事業者は、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成、公表するように努めるとともに、その実施状況を公表するように努めなければならないものとする。

6 地球温暖化対策に関する普及啓発等を図るため、地球温暖化防止活動推進員の委嘱や活動内容、都道府県地球温暖化防止活動推進センター及び全国地球温暖化防止活動推進センターの指定や事業内容等について定めるものとする。

7 その他、温室効果ガスの総排出量の公表、関係行政機関の協力、経過措置及び罰則等について定めるものとする。

8 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、目的等の規定は、公布の日から施行するものとする。

(二) 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、地球温暖化防止が人類共通の課題となつていくことにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の

責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図るものとする。その趣旨は妥当と認めるが、法案の目的規定に気候変動枠組条約の究極的な目的規定の内容を追加するとともに、市町村も都道府県と同じく、その事務及び事業に関し、実行計画を策定するものとする。自由民主党、民主党、平和・改革、自由党、社会民主党・市民連合及び新党さきがけの六派共同による修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。また、本案に対して、日本共産党より、政府が温室効果ガスの総排出量の削減に関する目標及び施策等を明記した地球温暖化対策に関する基本方針を策定すること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十年九月四日

環境委員長 北橋 健治
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

地球温暖化対策の推進に関する法律
(小字及び一は修正)

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止に関する国際条約及び気候変動に関する国際条約の締結を踏まえ、気候変動に起因する自然災害の被害を軽減し、人類の持続可能な開発の達成に寄与することを目的として、地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現を図るものとする。

○この法律は、地球温暖化対策の推進に関する法律案及び同報告書

体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図るものとする。現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パールフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気エネルギーとするものに限る。)を使用すること等をいう。

5 この法律において「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスたる物質ごとに政令で定め

る方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスたる物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。)を乗じて得た量の合計量を用いる。

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(第五項において「民間団体等」という。)が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

5 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力

その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(基本方針並びに政府の事務及び事業に関する実行計画等)

第七条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計

画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

三 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 当該計画の策定、変更及び公表に関すること。

ロ 当該計画に定めるべき措置の内容、当該措置により達成すべき目標その他当該計画の内容に関する事項。

ハ 当該計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）の公表に関する事項。

四 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する基本的事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の

決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）

第八条 都道府県^{〇及び市町村}は、基本方針に即して、当該都道府県^{〇及び市町村}の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

1 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、実行計画を策定するものに努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画を策定した市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（事業者の事業活動に関する計画等）

第九条 事業者は、その事業活動に関し、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共に、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共に、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

（地球温暖化防止活動推進員）

第十条 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のため必要な助言をすること。

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）

第十一条 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法明治二十九年法律第八十九号（第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる）と認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第五号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、総理府令で定める。

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第十二条 環境庁長官は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防

止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を通ずるかつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴つて温室効果ガスの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 都道府県センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに都道府県センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境庁長官は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは

「環境庁長官」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「環境庁長官」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。(温室効果ガスの総排出量の公表)

第十三条 政府は、毎年、我が国における温室効果ガスの総排出量を算定し、総理府令で定めるところにより、これを公表するものとする。

(関係行政機関の協力)

第十四条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第十六条 第十一条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条まで並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境庁設置法の一部改正)

第三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成十年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

(別紙)

地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 京都議定書で定められた我が国の温室効果ガスの削減目標については、排出量取引や共同実施等は目標達成に当たつて補完的なものであるとされていることに留意し、本法の適切な実施、省エネ法等関係諸法律との連携強化、その他の地球温暖化防止対策の一層の充実等により、目標の達成に向け国内対策の強力な推進を図ること。

二 地球温暖化対策に関する基本方針については、これが本法の目的達成のための最も重要な役割を果たすものであることにかんがみ、地球温暖化防止行動計画が策定された後も、一九九〇年以降二酸化炭素の排出量が増加し続けている現状を謙虚に反省し、各主体が真に削減効果の上昇の対策を講ずることとなるように、その内容を厳密に定めること。

三 政府自らが定める温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画については、率先実行の姿勢を国民に示すため、具体的かつ明確にその内容を定め、これを確実に実行するとともに、計画の実施状況等についての分析、評価等を行い、さらにこれらの情報を国民へ提供していくとともに、できるだけ国民の声を反映させていくこと。

四 事業者が、温室効果ガスの削減に向けて自主的に法律に基づく計画等を策定、公表するよう促していくため、技術的情報、他の事業者による先駆的な取組等についての情報の提供など、積極的な支援を行うこと。

五 国民が温室効果ガスの排出削減を行うに当たっては、国民一人一人のライフスタイルを見直すことが肝要であることにかんがみ、国民各層に対し、本法及び京都議定書の趣旨の周知を図るとともに、特に、国民の担う役割に関し普及・啓発、教育・学習等を通じてなお一層の理解を得るよう努めること。

六 政府、地方公共団体及び事業者の策定する実行計画等の内容やその実施状況を公表し、社会的評価を受けることによって、地球温暖化対策の推進を図ることが本法において重視されていることから、これを促進するため、策定された実行計画等及びその根拠となる情報を収集し、これらの情報に基づいて分析、評価を行うとともに、その結果を広く国民に提供するように、必要な措置を講ずること。

七 地球温暖化対策の推進に当たっては、国民の賛同と参加を得ることが重要であることにかんがみ、基本方針の策定、実行計画の実施状況の評価等に当たり広く国民の意見を聞くとともに、全国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターの活動に国民、住民の意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずること。

八 京都議定書の早期発効に向けて積極的なイニシアティブを発揮するとともに、排出量取引等の国際的仕組みの構築に当たっては、これらの

仕組みが各国の温室効果ガスの排出削減措置の抜け道とならないよう、その国際的な交渉に指導力を発揮すること。

九 二〇一〇年には途上国の温室効果ガスの総排出量は先進国のそれを上回ると推定されていることから、途上国における取組が強化されるよう、我が国がCOP3で発表した「京都イニシアティブ」を着実に実施し、途上国への技術移転、資金供与、途上国での人材育成等を積極的に進めること。

十 大気中の温室効果ガスの濃度、気象や生態系の変化の状況を適確に把握するための観測・監視及び地球温暖化による地球環境への諸影響の予測に関する調査・研究を充実するとともに、その成果を広く各主体に積極的に提供すること。

十一 環境委員会においても今後の地球温暖化防止対策の推進に寄与するための必要性から、各主体における温室効果ガスの排出抑制等の実施状況等を初めとする本法の運用状況及び本附帯決議の実施状況を本委員会に対し適時適切に報告すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一 部
送料	〇〇五 円
印刷	別